

仕様書

1. 業務名称 : 特殊建築物定期調査業務委託
2. 履行期間 : 契約締結日 から 令和8年12月25日 まで
3. 各施設概要 : 以下の通り

| | 施設名 | 場所 | 構造 | 規模 (延床面積) | 用途 | 調査箇所 |
|----|-------------|----------------------|----------------------------------|---|------|-------|
| 1 | 蕪崎市庁舎 | 蕪崎市水神一丁目3番1号 | SRC造、6F | 6,166.012㎡ | 事務所 | 設備、防火 |
| 2 | 保健福祉センター | 蕪崎市本町三丁目6番3号 | RC造、2F | 1,640.98㎡ | 福祉施設 | 建築、設備 |
| 3 | 蕪崎市勤労青年センター | 蕪崎市穂坂町宮久保5136 | RC造、2F | 725.03㎡ | 集会場 | 建築、設備 |
| 4 | 蕪崎市當若尾住宅 | 蕪崎市大草町若尾110番地1 | RC造、7F | 5,398.95㎡ | 共同住宅 | 設備、防火 |
| 5 | 蕪崎小学校 | 蕪崎市本町二丁目2番地41 | (校舎) RC造、3F (体育館) S造、1F | (校舎)6,088㎡ (体育館)1,123㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 6 | 穂坂小学校 | 蕪崎市穂坂町宮久保6121 | S造、2F | 2,480.73㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 7 | 蕪崎北東小学校 | 蕪崎市藤井町駒井1912 | (校舎) RC造、2F (体育館) S造、2F | (校舎) 6,680.48㎡ (体育館) 992.00㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 8 | 蕪崎北西小学校 | 蕪崎市清哲町青木193番地1 | RC造、3F | 3,426.03㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 9 | 甘利小学校 | 蕪崎市大草町上條東割 821番地1 | (校舎) RC造、2F (体育館) S造、1F | (校舎)6,462㎡ (体育館)1,303㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 10 | 蕪崎西中学校 | 蕪崎市神山町鍋山1番地1 | (校舎) RC造、3F (体育館) S造、2F | (校舎) 7,766.07㎡ (体育館) 2,358.75㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 11 | 蕪崎東中学校 | 蕪崎市藤井町南下條371 | (校舎) RC造、3F (体育館) S造、2F | (校舎) 7,401.95㎡ (体育館) 2,067.87㎡ | 学校 | 設備、防火 |
| 12 | 蕪崎市立病院 | 蕪崎市本町三丁目5番3号 | RC造、7F | 10,271.62㎡ | 病院 | 設備、防火 |

4. 業務内容 : 本業務は、建築基準法第12条に基づき、既存建築物を適正に維持保全するため、建築物及び建築設備の適切な調査、報告を行うものである。
下記により、業務実施を行う。

1) 事前の確認事項

- ・設計図書等（確認済証、検査済証、竣工図等）の有無。
- ・増築、改築、用途変更等の有無。
- ・従前の定期調査報告資料の有無。
- ・建築設備等の他の検査の実施状況。
- ・外装仕上材の維持保全状況。
- ・防火戸、防火シャッター等の点検状況。
- ・吹付け石綿等の有無と分析結果。
- ・大規模空間天井の有無。
- ・6. 注意事項に示す調査資格者以外の資格者が必要な作業の有無

2) 調査計画及び調査経路の確定

- ・構造種別や用途等に応じた調査の重点項目を考慮し、調査計画及び調査経路を確定する。
- ・調査実施に当たる人数と日数、調査で立ち入る部分とこれをつなぐ調査経路を委託者と協議し、設定する。
- ・調査に先立ち、防火、避難関係については、防火管理者から基本体制について聴取する。

3) 資料のチェック、整備

- ・設計図書等（確認済証、検査済証、竣工図等）の内容の確認。
- ・現状の配置図、平面図等が無いときは、図面を作成する。
- ・従前の定期調査報告資料{経年変化、指摘事項（特定行政庁、調査者等）等に留意}の内容確認。
- ・建築設備等の他の検査の実施状況及びその内容の確認。

4) 調査実施

- ・調査経路に沿って調査を実施し、建築基準法施行規則に基づく調査結果表（別記）、調査結果図{別添1様式(A3)}にその状況を記入する。
また、特記すべき事項についての写真等は関係写真（別添2様式）に記入する。

5) 調査結果のまとめと委託者への報告

- ・調査完了後、速やかに7. 成果品に示す提出物を委託者に提出すること。
- ・是正箇所を発見した場合は、その場所の修繕提案と見積書を提出すること。
- ・上記の報告については、必要に応じて市担当者と打合せを実施すること。

6) 次回のための資料整備

- ・定期調査の結果が建築物のカルテとして役立つよう、その建築物の履歴が分かるようにすることに留意して資料を作成する。

5. 資料等の貸与： 図面は、委託者より貸与する。

6. 注意事項： 1) 安全に関して

- ・調査に当たっては、安全に充分留意すること。
危険が想定される部分または、内容については委託者と協議すること。

2) 特殊な施設等の場合

- ・特殊な機能を有したまたは、特殊な建築物の部位、建築設備等を有するものについては、委託者と協議すること。

3) 調査に困難な部分等有る場合

- ・調査に困難な部分等有るものは、委託者と協議すること。

4) 調査資格者

- ・一級建築士
- ・二級建築士
- ・建築基準適合判定資格者
- ・登録調査資格者講習を終了した者
- ・登録建築設備検査資格者講習を終了した者

7. 成果品： 1) 業務報告書（紙3部）（正1部、副1部、控え1部）

- ・定期調査報告書（第三十六号の二の四様式）

- ・調査結果表
- ・調査結果図
- ・関係写真
- ・定期調査報告概要書（第三十六号の二の五様式）

※正・副の提出先は特定行政庁とし、委託者へは控えを提出すること。

※原則として、A4サイズとする。

※報告様式は建築基準法施行規則に基づいたものとする。

- 2) 是正箇所の修繕見積書
- 3) 報告書のデータ CD-R 1 枚
- 4) 調査資格があることが証明できる書類（業務着手時に提出）
- 5) 業務工程表（業務着手時に提出）

8. 留意事項 : 1) 業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではないものとする。
2) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。この業務完了後も同様とする。
9. その他 : 1) 業務着手に先立ち、委託者と十分協議を行うこと。
2) 特定行政庁への提出は原則令和8年9月30日までとするが、蕪崎市立病院等調査施設の状況等により、期間内の提出ができない場合は、委託者の承諾を得て業務を進めること。
3) （一般社団法人）山梨県建築設計協会を通じて、特定行政庁へ業務報告書を提出する場合の手数料等は、受託者の負担とする。
4) 業務上疑義が生じた場合、または本仕様に明記なき事項については、速やかに委託者と協議を行うこと。
10. 担当 : 蕪崎市建設課建築営繕担当
蕪崎市水神一丁目3番1号 TEL 0551-45-7635（内線244）